

欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書にEUの7加盟国が署名

2015年10月15日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、10月1日にルクセンブルクで開催されたEU競争力担当相理事会の margins において、英国、フランス、ドイツを含む7つのEU加盟国が欧州統一特許裁判所（UPC）協定の暫定適用に関する議定書に署名した旨、同日にプレスリリースした。

本プレスリリースによれば、この議定書は、UPC協定の組織、財政、管理に関する規定を暫定的に適用することを可能とするもの。これによって、UPC協定が正式に発効する前にUPCの判事の指名等の必要な法的・実務的措置を採ることが可能となり、協定が発効する際に、事件を審理する準備の整った状態が確保される。本プレスリリースは、欧州単一特許制度の発効のためには、UPCが創設されその運営準備が完了することが前提条件であると強調している。

また、この議定書に署名した7つのEU加盟国に加えて、当該議定書に一方的に拘束されることに同意する加盟国、また準備が整い次第この議定書に署名することを確約する加盟国も存在すると本プレスリリースは報じている。

なお、欧州単一特許制度は、9月30日にイタリアが同制度に正式に参加したことにより、スペインとクロアチアを除く26のEU加盟国が参加する制度となった。

また、欧州単一特許・UPC制度の枠組みは、英国、ドイツ、フランスを含む13か国がUPC協定を批准することで施行されることとなっている。10月14日付のEU理事会のウェブサイトの情報によれば、現時点におけるUPC協定の批准国は、オーストリア、フランス、スウェーデン、ベルギー、デンマーク、マルタ、ルクセンブルク、ポルトガル（正式批准の完了順に記載）の8か国となっている。

— EPOのプレスリリースは、以下参照 —

[The EPO welcomes next step forward for the Unified Patent Court](#)

— UPC協定の暫定適用に関する議定書は、以下参照 —

[Protocol to the Agreement on a Unified Patent Court on provisional application \(PDF\)](#)

¹ EPOの発出した本プレスリリースは、UPC協定が正式に発効するのは2016年末頃であると見込まれている旨報じている。これに対し、UPC準備委員会も簡潔に本議定書の署名を紹介するプレスリリースを発出しているところ、このプレスリリースにおいては、UPCの運営開始は2017年初頭であるとされている。

— 欧州単一特許・UPC 制度の準備の進ちよく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[フィンランド政府、議会に統一特許裁判所協定の批准を提案 \(2015 年 10 月 1 日\) \(PDF\)](#)

[イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加 \(2015 年 9 月 30 日\) \(PDF\)](#)

[ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了 \(2015 年 8 月 23 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択 \(2015 年 6 月 25 日\) \(PDF\)](#)

[イタリアが欧州単一特許への参加を表明 \(2015 年 6 月 1 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始 \(2015 年 5 月 11 日\) \(PDF\)](#)

[欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始 \(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)

[ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)

(以上)